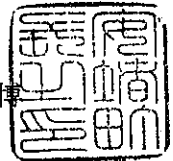


安堵町告示第9号

第5次安堵町総合計画後期基本計画第3期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、公募型プロポーザルにて業者選定を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び安堵町契約規則（昭和43年安堵村規則第5号）第3条の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年12月 8日

安堵町長 西本 安博



1 目的

この要領は、第5次安堵町総合計画後期基本計画及び第3期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務について、最も適した提案を行った委託者を選定するため、公募型プロポーザル方式による受注事業者選定（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な手続きを定めるものとする。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 第5次安堵町総合計画後期基本計画及び
第3期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務
- (2) 業務の目的 別紙1「仕様書」による。
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (4) 見積限度額 令和7年度：4,774千円（税込）
令和8年度：5,500千円（税込）

3 プロポーザルに係る日程

項 目	年 月 日
ホームページ公告	令和7年12月 8日（月）
質問書提出	令和7年12月10日（水）
質問書に対する回答	令和7年12月12日（金）
企画提案書提出	令和7年12月19日（金）
参加業者によるプレゼンテーション	令和7年12月22日（月）
審査結果通知及び契約締結	令和7年12月下旬

4 参加資格要件

- (1) 必要に応じて早急な訪問対応が可能な法人であること。
- (2) 奈良県及び奈良県内自治体において指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (8) 奈良県内で類似業務の契約実績があること。
- (9) 個人情報に関する扱いを適正に対応するため、受託業者はプライバシーマークの認証を取得していること。

5. 質疑について

質疑がある場合は期限までに FAX もしくはメールで照会するものとする。

- (1) 提出書類：様式1「質問書」

- (2) 提出方法：FAX 若しくはメールで提出すること。

また、送信した際にはその旨を電話連絡すること。

提出先は以下のとおり。

安堵町総合政策課（担当：東川）

電話：0743-57-1512

FAX：0743-57-1526

E-mail：sougouseisaku@town.ando.lg.jp

- (3) 提出期限：令和7年12月10日（水）17時まで

- (4) 回答期限：令和7年12月12日（金）17時までに回答を HP に掲載する。

6. 審査資料の提出等について

(1) 提出場所：安堵町総合政策課（担当：東川）

(2) 提出書類：提出書類は下記の①～⑦とする。

① 企画提案書…正本1部、副本9部

② 会社概要（パンフレットも可）…10部

※業務内容及び従業員数等会社規模が分かるもの。

③ 見積書（任意様式）…10部

④ 実績書（様式2）…10部

⑤ 実施体制（様式3）…10部

⑥ JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書（コピー可）…10部

7. 企画提案書の作成について

(1) 体裁は原則としてA4判（A3判の折込みも可）とし、縦横は問わないが横書きとする。

(2) 別紙1「仕様書」の内容に基づいた記載とすること。

8. 審査について

(1) 審査方法（プレゼンテーション審査）

本町において提出書類審査を実施し、審査評点の合計点を参考に安堵町第5次安堵町総合計画後期基本計画及び第3期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略審査委員会（以下審査委員会）の中で総合的に判断し、特定事業者及び次点者を決定する。

審査対象者は提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うものとする。

審査委員会は、プレゼンテーションにおいて評価基準により審査を行う。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに文書により通知する。なお、審査内容及び審査結果についての問合せや異議申し立て等は一切受け付けない。

(3) 優先交渉者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を優先交渉者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次点の業者を優先交渉者とする。

ただし、各審査委員の最も高い点数を得た数が同じ者が複数いた場合は、各審査委員の採点結果に順位点（1位=4点、2位=3点、3位=2点、4位=1点）を付し、全ての審査員の順位点の合計が高い者を受託候補者とする。それでも同点の場合は、見積金額が安価な者を受託候補者とする。また、受託候補者に次いで高い評価を得た者1者を次点候補者に選定する。

(4) 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合は、評価基準による総得点が総配点の6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を優先交渉者として決定する。

9. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時

上記「3. プロポーザルに係る日程」のとおり

(2) 実施場所

安堵町役場内の会議室

(3) 出席者

4名以内とし、総括責任者及び主たる担当者は必ず出席するものとする。

(4) 実施時間

30分（プレゼンテーション 20分、質疑応答 10分）

(5) その他

- ① プロポーザル提案申請書の受付順により、プレゼンテーションを実施する。
- ② プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書と同一のものとする。
- ③ 会社名等を出さずにプレゼンテーションを行うこと。
- ④ パワーポイント等の使用は可とする。ただし、必要機器は各出席者で準備し、準備に要する時間は5分程度とする。

10. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 参加者の参加資格要件を満たさなくなった時。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積金額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があるなどその他受託候補者として不適格と認められるとき。

1 1. 契約の締結

- (1) 選定した受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本業務に係る仕様を確定させたうえで、予算の範囲内で契約を締結する。
- (2) 仕様書の内容は、企画提案書による提案内容を基本とし、受託候補者と町との協議により最終的に決定する。
- (3) 受託者が契約書に記載した内容を履行できない場合は、町に対し、違約金を支払わなければならない。また、受託者が本業務の履行に関して、町に損害を与えたときは、町に対し、その損害を賠償しなければならない。

1 2. その他

- (1) 企画提案に要する経費については、参加者負担とする。
- (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

第5次安堵町総合計画後期基本計画及び第3期安堵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

評価項目	評価内容	配点
(1)業務実績	業務遂行のために、適切な管理体制及び連絡体制が整備されているか	10点
(2)実施体制	過去5年間に総合計画、総合戦略及び人口ビジョンの策定業務を受託した実績(実績1件につき1点、最大5点)	5点
(3)業務実施方針	総合計画の今後のあり方や策定にあたっての視点など基本的な考え方が示されているか 本町の特性や課題を踏まえた提案がされているか 近年の社会経済情勢や今後の見通し等を踏まえた内容となっているか	10点
(4)基礎的調査等の実施	本町の現状、現計画の分析、今後の課題等の抽出、将来人口の推計等について具体的な手法や手順が示されているか	5点
(5)指標等提案	「住民の参画」「行政運営の視点」や「施策の評価」などを踏まえ、総合計画の役割、位置づけ、目標・指標の設定方法について提案されているか	10点
(6)庁内組織・委員会の運営等	具体的な提案がなされているか 十分な運営支援が期待できるか	5点
(7)計画の取りまとめ	計画の構成、取りまとめに係る具体的な手法や手順が示されているか	10点
(8)独創性	提案内容が企画力に富んだものになっているか 創意工夫がみられるか	5点
(9)資料作成能力	企画提案書の内容が分かりやすくまとめられているか 効果的な構成となっているか	10点
(10)業務計画遂行力	各工程において、適切な作業時間が確保されているか 無理なく遂行できる現実的な工程となっているか	10点
(11)プレゼンテーション能力	提案資料に基づいた説明を行い、その内容に説得力があるか	10点
(12)見積価格	税込みの見積金額を比例配分方式により評価(小数点第1位を四捨五入) 最低見積金額:X 提案者見積金額:Y Yの評価点数=(X÷Y)×10点	10点